

第5回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

1 日時 平成24年9月11日（火）18時59分～20時41分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 北側 特別会議室A

3 次第

（開会）

1 新委員紹介

2 議 事

　　東京都児童福祉審議会提言（案）について

3 連絡事項

（閉会）

4 出席委員

　　網野委員長、松原副委員長、石阪委員、石崎委員、犬塚委員、大谷委員、高田委員、
花崎委員、山崎委員、吉田委員、渡辺（象）委員、秋山委員、今田委員、柊澤委員、
武藤委員、村井委員、山口委員、渡邊（淳）委員

5 配付資料

　　資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

　　資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

　　資料3 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要説明資料】

　　資料4 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】

　　資料5 東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】

○高際計画課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただきます、福祉保健局少子社会対策部計画課長をしております高際と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様の御出席について御報告をさせていただきます。本審議会の委員数は、現在29名でございます。本日、所用のため御欠席と御連絡をちょうだいしております委員の皆様は、磯谷委員、柏女委員、加藤委員、木村委員、成澤委員、小野委員、鈴木委員、高塚委員、高橋委員、中板委員、山本委員の11名の委員の皆様でございます。御出席とお返事をちょうだいしております委員は18名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。少々おくれていらっしゃる委員の方がおられますか、それ以外の皆様はおそろいでございますので、これから「東京都児童福祉審議会」を始めさせていただきます。

最初に、お手元に配付いたしました会議資料の御確認をお願いいたします。

資料1、委員の名簿でございます。

資料2、行政側の名簿。

資料3、児童福祉審議会提言（案）【概要説明資料】として、A3判の少し大き目の資料がございます。

資料4、東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】でございます。

資料5、東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】となっております。

以上の資料を置かせていただいておりますが、過不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、御発言に際しましては、目の前のマイクスタンドにございます赤いボタンを押して御発言をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

続きまして、5月31日に開催いたしました第4回本委員会以降、新たに御就任いただきました委員の方について御紹介をさせていただきます。

山崎朋亮委員でございます。

○山崎委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 よろしくお願ひいたします。

行政側につきましては、資料2として名簿をお配りしてございますので、御確認いただければと思います。変更のあった者のみ御紹介をさせていただきます。

まず初めに、福祉保健局長、川澄でございます。

○川澄福祉保健局長 川澄でございます。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 続きまして、幹事を御紹介させていただきます。

企画担当部長、篠原でございます。

○篠原企画担当部長 よろしくお願ひします。

○高際計画課長 同じく、幹事を務めます事業推進担当部長の廣瀬でございます。

○廣瀬事業推進担当部長 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、この後の進行については、網野委員長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 皆様、こんばんは。暑い中、また、お仕事をいろいろ重ねておられるところ、夜遅くお集まりいただきまして、改めて御礼申し上げます。

今期の審議会、5回目に当たりますが、ただいまから「東京都児童福祉審議会本委員会」5回目の委員会を開催させていただきます。

本日は、非常に重要な議題1つでございますが、早速議事に入りたいと思います。

今日は、東京都児童福祉審議会提言（案）でございますが、これは大分以前になりますが、専門部会で昨年8月からたびたび議論を重ねてきました。部会長以下、いろいろ御努力いただき、そして事務局に内容を詰めていただいた結果、今、お手元にありますように、資料5が正式のものですが、「虐待から子どもたちを守るために一地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて」として取りまとめられました。非常に重要な内容をこれからまた強力に進めなくてはいけないということでして、本日、この提言の内容を説明していただき、また

いろいろ最後の御意見をいただきたいと思います。

それでは、まず最初に、この提言（案）につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○西尾家庭支援課長 事務局を務めさせていただきます家庭支援課長の西尾でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3、資料4、資料5に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、お手数ですが、資料5の一番最後、38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。

まず、39ページのところの審議経過を簡単に触れておきたいと思います。

昨年6月に本委員会において専門部会の設置が決定されまして、23年8月5日、第1回の専門部会を開催しております。ここで課題の整理をしていただきまして、第2回、第3回で地域支援ネットワークの強化というテーマで議論をいただきました。第4回、第5回で、地域における未然防止策、要支援家庭の早期発見・支援策の推進ということで議論をいただきました。また、第6回、第7回では、相談援助部門の機能強化ということで、その後、8月、9月にわたりまして8回、9回を開催していただきまして御議論いただいた結果、今回の提言（案）になつてございます。

それでは、資料3のA3ペーパーでございますが、ここで簡単に内容を俯瞰してみたいと思います。

右側の箱で1、2、3とございまして、3つの柱で提言を整理させていただいております。1の「地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進」ということで、提言1から提言5をいただいております。2番目の柱の「地域の関係機関連携の強化による支援体制の充実」が、提言が3つございます。それから、「相談援助部門の機能強化」が計4つということで、全体で12の御提言をいただいております。

それでは、内容でございますが、資料5のボリュームが非常に多いので、今回は概要版ということで資料4で紹介をさせていただきたいと思います。

まず、第1章のところでございますけれども、「児童虐待をめぐる状況」ということで、「相談件数の増加」は、御案内のとおりでございます。全国的にも年々増加しておりますし、東京都も増加の一途をたどっているところでございます。

それから、「通告経路」のところ、最近は近隣・知人からの通告が多いというところも触れています。

それから、「対応が困難なケースの増加」ということで、相談件数の増加に伴いまして、一時保護件数も非常に増えております。その中でいろいろな児童相談所の対応が追われているという現状がございます。それから、精神疾患の病を持つ親御さんへの対応ですか、重篤な身体的虐待、性的虐待等の対応が多くなっているという現状でございます。

下の2のところでは、法制度の経緯を少し触れてございます。

平成12年の虐待法の制定から、いろいろ法改正がございます。

それから、(2)のところでは、「都における児童虐待対応の体制」ということで、児童相談所と子ども家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会のところを簡単に触れております。

2ページ目でございます。まず、2章で「地域・関係諸機関における取組と課題」ということで、1といたしまして、「虐待の早期発見・未然防止策について」でございます。この未然

防止に向けた支援が必要と思われる家庭は、いろいろレベルがあるのではないかということで、ここに図を載せてございます。三角形の一番上が「虐待発生群」ということで、もう虐待が発生しているというところで、これは子供の安全確保等々、専門的な対応が必要なグループでございます。

真ん中のところに「未然防止ゾーン」ということで、これも2つに分けてございまして、「虐待ハイリスク群」は、例えば、子ども家庭支援センターのアセスメントなどによりまして、今後虐待が発生する可能性が高いとされるグループが1つ。それから、もう一つ、「育児不安群」ということで、ハイリスク群よりは危険度が少ないけれども、育児不安を抱えて、周囲からの十分なフォローが得られていない、このままではハイリスク群、あるいは虐待発生群に至るといったグループでございます。これを1つ、「未然防止ゾーン」ということで、この後、課題を御指摘いただきまして、提言につながっております。

一番下のところは「健康群」でございます。

(1) のところ、まずは「要支援家庭の早期発見に向けた取組」でございます。母子保健事業におけるポピュレーションアプローチの活用は、要支援家庭の早期発見に非常に有効という御指摘でございます。ポピュレーションアプローチ、集団全体・全数に働きかけるという母子保健事業の特徴を生かして、早期発見が重要というところでございます。

これ以外にも、保健所や子育てひろば、一時預かりなど、子育て支援サービスを提供する場は、いろいろ保護者からのSOSをキャッチする場ともなっている。ただ、現場の職員の中には、通告に躊躇するという声もあるという御指摘をいただいております。

それから、(2) の「虐待の未然防止策」でございますけれども、先ほど少し御説明いたしました虐待ハイリスク群につきましては、子ども家庭支援センターが家庭訪問などを積極的に行いながら、子育て支援サービスを活用して支援し、リスクを低減することが求められる。ただ、一方では、子ども家庭支援センターにこうした手法が組織的に蓄積されているとは言えない面もあるのではないかという御指摘でございます。

それから、実施している子育て支援サービスの種類や規模が区市町村ごとに異なっているというところも御指摘をいただいております。

それから、育児不安群につきましては、子育て支援サービスを通じてフォローして孤立させないことが重要ということも指摘をいただいております。

3ページに行きまして、いろいろ地域の実情に応じまして、NPOが実施するさまざまな活動、子育てママサークルなど、子育て中の保護者同士の支え合いが、子育て不安を抱える保護者への支援となることもあるということで、この辺も重要という御指摘をいただいております。

次に、(3) 「ひとり親家庭への支援・女性福祉の視点からの支援」ということで、ひとり親家庭におきましては、保護者が一人で就労と子育てを担うなど、心身の負担が非常に大きいという、これも一つのリスクということでとらえております。

それから、ここでは、都内に36か所ある母子生活支援施設では、入所した世帯の約3割が虐待を受けた経験あり、約4割がDV被害の経験ありという、そういう結果が出ているという御指摘でございます。

それから、(4) 「地域における理解促進」は、今、オレンジリボンキャンペーンを全国的に展開しておりますが、東京都も展開しているところでございますが、このオレンジリボンキャンペーンの展開につきまして、早期に通告ということのほかに、虐待防止に向けて一人一人に

何ができるのかという、改めて社会全体で何ができるのかという視点を持ってもらうための啓発活動が必要である。ただ、現状ではその取り組みが不十分であるという御指摘でございます。

大きな2、「関係諸機関連携についてー支援の隙間を生じさせない仕組みづくりー」ということでございます。

(1)は、「要保護児童対策地域協議会」についてでございます。これにおきましては、まずは民間団体、NPO等々を含めて地域全体で支援をするという体制のために、参加団体を増やしていく、一層強化していくことが必要という御指摘でございます。それから、何といつても協議会の調整機関を担う子ども家庭支援センターのケースマネジメントに係る高い専門性が必要という御指摘でございます。

それから、(2)「児童相談所と子ども家庭支援センター」の関係についてでございます。この両者につきましては、車の両輪として、今、東京都では児童虐待に取り組んでいるところでございますが、この両者間のルールということでは、平成19年度に虐待相談の対応に当たつての情報提供・援助要請・ケースの引き継ぎ等に関する基本ルールを定めております。こういったルールを定めて共同で対応しているところでございますが、一方、現場におきましては、個別ケースのリスク評価や援助方針の決定について一部乖離が生じているという状況があるとの御指摘でございます。

それから、(3)「医療・教育分野」についてでございます。母子保健分野や福祉分野以外の機関において、特に児童虐待を発見しやすい分野ということで医療・教育分野を取り上げております。

東京都では、二次・三次医療機関に組織的対応を行うCAPS(院内虐待対策委員会)の設置を進めておりまして、現在、都内で約60の病院に設置をしていただいております。ただ、裏を返せば、これだけ都内で医療機関が多い中で、まだまだ設置をしていただきたい病院が多いということでございます。

それから、診療所におきましては、日々の診察や健診の中で、医療機関としての知見を虐待対応につなげる重要な役割があるという御指摘でございます。

それから、日常的に子供とかかわる学校は、虐待の早期発見やその後の支援に係る役割が非常に大きいという御指摘でございます。

そして、大きな柱の最後でございますけれども、「児童相談所と子ども家庭支援センターの機能の強化」のところでございます。「児童相談所」におきましては、都はこれまで、児童福祉司と児童心理司を増員してまいりました。この10年で見ましても、児童福祉司は106人から183人の定数増を行っております。それから、多方面から任期つき任用ですか、いろいろ人材確保に努めてきたが、今後もより一層、児童福祉に熱意のある職員を多方面から確保する必要がある、そういうことが重要であるという御指摘でございます。

それから、重篤な身体的虐待事件を考慮すべきケースも増加しており、警察機関とのさらなる連携が必要という御指摘でございます。

医療機関からの通告も増加しております、こうした保健・医療分野の専門職員が足りないのではないかという御指摘もいただいております。

それから、新任の児童福祉司、児童心理司は、高い専門性を短期間で身につけ、能力を發揮することが必要という御指摘でございます。

次に、「子ども家庭支援センター」におきましては、子ども家庭支援センターは、各自治体

によって開設時期が異なりまして、組織体制や職員の経験年数なども異なることから、その虐待への対応力には区市町村間で少なからず差異が見られるという現状でございまして、全体のレベルアップが必要ではないかという御指摘でございます。

それから、子ども家庭支援センターは、先ほども申しました協議会の調整機関ということで、マネジメント力が非常に求められるということで、職員には、相談援助や関係諸機関の調整に係るスキルアップが重要という御指摘でございます。

3章でございます。ここからは具体的な提言の内容でございます。

1の「地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進」のところでございます。

提言1といたしまして、「母子保健サービス等を通じた要支援家庭の早期発見・支援の充実」ということでございます。真ん中のところを取り出しますと、早期発見の取り組みを充実するためには、新たに妊娠届け出や妊婦健康診査の受診促進、それから、予防接種未接種者の把握とフォローなどを区市町村が進められるように、包括補助事業等を活用して支援することが必要という御提言をいただいております。

提言2におきましては、「在宅の要支援家庭（虐待ハイリスク群）への介入的支援の充実」でございます。子ども家庭支援センターがハイリスク群に効果的にアプローチし、虐待の未然防止を図れるよう支援するため、都は、支援につながらない実際の事例などを評価・分析し、「最適な子育て支援サービスを組み合わせながら、継続的に支援を行い、虐待の未然防止を図る」ためのモデルプランを新たに作成するとともに、これを他の区市町村に還元することなどが必要等の御提言をいただいております。

また、提言3の「育児不安群への支援の充実」につきましては、今後とも、サービスを担う職員が保護者に寄り添い、孤立させないように努めるとともに、こういったサービスの担い手のすそ野を広げることも重要との御指摘をいただいております。

提言4の「ひとり親家庭への支援の充実」でございます。ひとり親家庭に対しましては、生活上の課題が多く、地域から孤立しやすいという特性を理解した上で、サービスの充実を図り、支援につなげていくことが重要ということでございまして、具体的には、母子生活支援施設に入所する母子につきましては、専門的なケアが必要であることから、親支援プログラムの実施や、精神科医によるスーパーバイズの導入など、ケアの充実を図ることが必要との御提言をいただいております。

提言5の普及啓発の強化でございますが、都民一人一人が、「児童虐待は、どの子育て家庭でも起こりうるものだ」との意識を持ち、日ごろから地域全体で子育て家庭を見守り、どの家庭も安心して子育てができる社会をつくることが重要であり、都は、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るべきとの御提言をいただいております。

大きな柱の2番目、「地域の関係諸機関連携の強化による支援体制の充実」でございます。

提言1、「隙間のないネットワークの構築」のところでございますが、先ほどの課題のところでもありましたが、さまざまな機関・団体の参加を得られるよう努めていくべきとの御提言でございます。

それから、児童相談所は、個別ケース検討会議への参加を通じて、関係諸機関調整や会議運営のマネジメントへの助言を行うなど、引き続き子ども家庭支援センターへの支援を行うべきとの提言でございます。

提言2、「児童相談所と子ども家庭支援センターの協働体制の強化」でございます。先ほど、「東京ルール」を御紹介いたしましたが、「東京ルール」の運用を円滑に行い、児童相談所と子ども家庭支援センターが、今後一層、緊密な連携を図るため、ケースに係る見立てや判断についての共通認識を持てるよう、両者で共有できるガイドラインを新たに作成すべきとの御提言をいただいております。

それから、提言3につきましては、「医療、教育部門の対応力強化と相談援助部門との連携強化」でございます。二次・三次医療機関につきましては、C A P S設置により組織的な対応が可能となり、虐待対応がより適切に行えることから、都は、引き続き設置について強く働きかけることが必要との御提言でございます。

それから、学校保護におきましては、公立学校では、教員向けの「児童虐待防止研修セット」(都教育委員会作成)等を活用し、虐待の早期発見と発見後の適切な対応について理解を深めていくことが重要との御提言でございます。

大きな柱、3、「相談援助部門の機能強化」でございます。

(1)「児童相談所」についてでございます。

提言1は、「総合力のさらなる向上に向けた人材育成の強化」でございます。新規採用職員に対しましては、今、任官前・任官後に、O J T、O f f - J Tを非常に効果的に組み合わせた研修体系といたしまして、国の家庭裁判所調査官の養成課程などがありますが、こういったものを参考にいたしまして、研修体系の再構築、演習型研修の充実、外部講師の活用を図るなど、研修を質・量ともに充実させるべきとの御提言をいただいております。

それから、研修では、豊富な経験を有する児童福祉司・児童心理司のO Bを講師として新たに任用し、活用していくことも有効との御提言でございます。

提言2、「ノウハウ等を有する人材の登用と効率的な組織運営の検討」でございますが、児童相談所の体制強化に当たっては、引き続き庁内公募を実施するほか、福祉職の採用、こういった分野の一定の知識・キャリアを有する者の採用など、多様な確保策を組み合わせ、計画的・継続的に増員していくことが必要との御提言でございます。

また、既に23年8月に緊急提言をいただいておりますが、警察で経験のある者を各児相に配置して、虐待対応力の強化を図るべき、あるいは、医療連携専門員として、保健・医療機関との連携強化を図るべき人材を確保すること等々の提言をいただいております。

提言3、「児童福祉司・児童心理司の体制強化」でございます。児童相談所に求められる役割は、今後ますます重要なことから、児童福祉司、児童心理司は、今後も引き続き増員を図るなど体制強化を検討すべきとの御提言でございます。

「子ども家庭支援センター」につきましては、提言1、「虐待対応力強化のためのさらなる体制強化」ということで、都は、子ども家庭支援センター職員向けに対応力の基本的な知識、スキルを学ぶ基礎研修はもとより、実践力向上のための演習型研修などをを行うほか、子ども家庭総合センターで実施予定の家族再統合事業における援助方法を習得できるスキルアップ研修などを行い、地域の総合的な対応力向上を図るべきとの提言をいただいております。

ここまでが提言でございまして、あと少し「おわりに」を触れたいと思います。これにつきましては、資料5の26ページをごらんください。

「おわりに」の4つ目の〇のところでございます。こういったお言葉をいただいております。「本審議会で提言した内容については、その実現に向けて早期に検討し、具体化を図るととも

に、長期的な取組が必要な課題についても、着実に進めていくべきである。また、広範囲かつ多岐にわたる本提言を受け、都が具体的にどのような方策を講じ、どのような成果をあげているのか、取組の進ちょくを確認し、本審議会へ報告を行うことを併せて要請する」というところが1つでございます。

それから、その次の〇、「なお、今回の部会では、虐待の早期発見・早期対応や未然防止などの初期対応を集中的に議論してきたが、児童虐待への対応においては、虐待を受けた子どもたちへの支援が重要なのは言うまでもない」。「そのためには、今後、子どもと家庭の状況や社会環境が大きく変化している状況を踏まえ、一時保護や児童養護施設、里親等での子どもたちへのケアや生活環境、家庭復帰、自立への支援のあり方など、社会的養護の方向性について検討することを要望するものである」というお言葉をいただいております。

以上、ちょっと長くなりましたが、私からの説明でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、この審議会の副委員長でもありますて、専門部会の部会長として長きにわたって提案のおまとめに一番尽力していただいた方がと思いますが、松原副委員長から、この内容について、補足も含めて御説明いただければと思います。

○松原副委員長 この報告書をまとめるに当たって、専門部会の委員に非常に協力をいただきました。あわせて、資料5の参考資料にありますように、区、市からいろいろ貴重な学びをさせていただいて、そのこともこの報告書の中に生かされております。そのことを補足させていただいて、本当に子供の虐待に関するニュースは絶えません。そういう意味で、発生予防というのが非常に大切だということがこの専門部会の認識でありましたし、それから、実際に対応している多くの家庭が地域で子供を養育し続けているということで、そこの支援をする、いわゆる相談機関そのものの御努力というのは評価しつつ、しかし、まだまだこれから強化をしていかなければいけない部分、特に人、人員の問題もありますけれども、その方々の力をどういうふうにつけていっていただくのか。それから、個々の機関の力が増しただけでは、やはり限界がありますので、それぞれの機関がどういうふうに連携をしていくのかということについて具体的な提案をさせていただきました。そのことについて、今後ぜひとも、今、事務局の方からありましたように、具体的な取り組み、我々の提案させていただいたものについて進めていっていただきたいと考えております。

同時に、これも事務局の方からありましたが、これで児童虐待対策が十全なものとしてカバーし切れているわけではありません。施設で生活をしている子供たち、それから、援助の家庭で一時保護ということを経験する子供たちがいて、そのことについては今回の報告書ではカバーすることができませんでしたので、継続的な児童虐待対策を東京都でとっていただくということでは、このことについては今後の課題ということで残させていただきました。

いずれにせよ、子供の命と成長・発達を守るために提言ですから、幅は広くなっていますけれども、それぞれ大切なことを提言としてまとめさせていただいたと思いますので、また、今日、各委員からの御意見を伺いながら、よりよいものに、行政だけではなくて民間も含めて東京都全体として、あるいは都民も含めて取り組めるようになっていけたらいいなど、この報告書がその一助になればよいというふうに考えております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

先ほどの「おわりに」の説明の中にもありました、この提言が非常に広範囲、かつ、多岐にわたるという表現がございます。今の松原副委員長の御説明にもありましたように、これをすべて早急に具体的に実施というのはなかなか大変な面もありますので、これからいろいろな課題をじっくりと解決していくかなくてはならないものがたくさんあるかと思います。

この専門部会では、これほど多面的に議論をいただきまして、特に委員の皆様方には本当に御協力いただきました。本日、この部会を担当しました全員の委員の皆様方、出席されてはいないのですが、1年以上にわたって御議論いただきました御感想などコメントを、出席いただいております委員の皆様から発言をいただければと思いますので、お願ひしたいと思います。

まず、犬塚委員、いかがでしょうか。お願ひいたします。

○犬塚委員 1年にわたっていろいろ議論に参加させていただきました。虐待が社会問題化して、その20年の間に法律の整備は急速に進みましたし、私自身児童相談所にいましたので、その強制権が強化され、介入的支援とか介入的ソーシャルワークという言葉が定着し、そういう介入についても非常に進んできたという状況を私は見てきました。そして進んだからこそ、たくさん発見されるようになり、実際、そういう家族が多かったのが発見されてきて、その量が急速に増大していますし、質も困難なケースが増えているという現状があります。それに体制整備が追いついていないということ、あるいは、かなり専門的な知識が必要ですけれども、それもどうしても急速に向上するものではないで不十分ということで、今、まだまだ現場では混乱した状況かなと思います。

それだけではなく、精神科医として見ていますと、介入や発見は、もちろんまだ不十分なのですがどんどん進んでいて、支援とかケアとか治療の方がなかなか十分に進んでいかないというアンバランスが今問題であると思います。未然防止とか虐待群とかという分け方がありますけれども、虐待発生群の軽度なものは、分離ではなくほとんどは地域で生活しています。親の方と丁寧に関係をつくっていけば、助けを求めてくる御家族がたくさん地域で暮らしています。できたら分離しないで、その御家族の親御さんの方の虐待的な子育てを回復させて、親子の良好な関係をつくって、虐待的な環境、養育の中で傷ついた子供の心身の問題をきちんと解決して地域で暮らしていくことが、虐待の対応の目的かなというふうに思うわけですけれども、どうしてもその支援がまだまだ不十分です。地域のたくさんの、医療も教育も福祉もすべて含んだいろいろな機関が連携のもとでそれに取り組まなければいけないと思うのですが、それも多少は、この提言の中に盛り込まれたかと思います。

提言の最後の方に少し書かれていましたけれども、虐待対応は早期発見・早期対応、未然防止の方が中心になっています。既に虐待が発生してしまっているご家族に対して、地域の中でどう支援していくか、子供がそこで親との信頼関係をもう一回取り戻して、子供自身が、自分が大事な存在であるときちんと思えるように援助していくには、まだまだ地域でたくさんの援助機関と、その連携と体制づくりが必要なのかなと思います。

それについて私自身も含めて、今後さらにいろいろな議論の中で取り組んでいくことが必要だと思いますが、その第一歩として、いろいろなことが盛り込まれた提言であると思います。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、高田委員、お願ひいたします。

○高田委員 とても重要な審議の場に参加させていただいて、重い責任を感じながら毎回参加さ

せていただきました。そういう気持ちの一方で、日々、虐待で命を落とす子供の報道を耳にすることがとても多くて、すごく焦りとか自分の無力感みたいなものを感じていました。子育てをする親の立場として、行政に求めてばかりではなく、地域でもっと自分にできることはないかみたいな思いもすごくどんどん強くなりまして、育児支援のNPOを立ち上げました。

今後は、地域で支援を求める人と支援をしたい人を直接つないでいくための活動をする準備を今しているところです。地域にできること、行政にできること、それぞれあると思うのですけれども、今回、すごくたくさんのがこの提言に盛り込まれているのですが、少しでも早くこれが実現できるようにしていただけたらいいなというふうに思っています。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、今田委員、お願ひいたします。

○今田委員 今田でございます。

網羅的に、かつ、非常に深く提言がなされたということは非常にうれしく思っております。個人的には、私自身は社会的養護施設の施設長と、日々、子供たちを見ている小児科医と、もう一つは病院のC A P Sの責任者と、いわゆる虐待の問題にどっぷり漬かっている者として、今回の提言というのは非常に網羅的で、うまくいっているのではないかというふうに考えております。

ただ、児童相談所のスタッフの実情を拝見しますと、やはり危惧を抱かざるを得ないと思います。平成13年から24年、この10年間に児童福祉司の方は106から183と、一見、数字は増えていますし、心理司の方も同様でございますが、ただ、41から65でございますね。これは私の間違いかかもしれませんけれども、福祉司と心理司のバランスとしては、たしか3：2：2という数字があったかと思うのです。そうなってくると、心理司の方の数はまだ足りないのではないかという感じがしております。

それから、妊婦さんの健診の漏れといいますか、そういうものが話題になりました。私は、恐らくこれはハイリスク群に入っているのだろうと思いますけれども、個人的には私自身は虐待群だと思っております。胎児虐待という形での虐待ではないかと思っております。大阪の調査なんかにも、大阪の産婦人科医会の調査によっても、健診を受けていない群の4割は子供に何らかの問題があったということが御指摘でわかつておりますし、その多くは健診することによって防げたのだという提言もございましたので、これは胎児虐待という虐待であるといううえで進めていかないちょっと問題なのかなという感じを個人的には受けております。恐らくハイリスクグループであることは間違いないと思いますけれども、そういううえ方も一方では必要なのかなというふうに考えております。

それから、これも書いていただきましたけれども、児相の職員の、あるいは子家センの中に医学的知識を持った方の配置というのが非常に重要なことだと思っております。こういうことを言うと誤解を受けるかもしれませんけれども、C A P Sで子家センないしは児童相談所の方に来ていただいてお話をされるわけですけれども、最近は週に1回みたいな感じでしょっちゅうやっておりますけれども、親御さんに説明するよりはよっぽど手間がかかる、なかなか理解していただけないという部分もございますので、そういう医学的知識を持った保健師等々の配置がなされれば、そのあたりは医療機関と児相との間の連携がスムーズにいくのではないかと考えております。

それから、先ほども御指摘いただきましたように、社会的養護の施設としての提言は今回は

なかったわけですけれども、我々が虐待としてお預かりし、それから家に帰す、いわゆる再構築がなされる率というのは、乳児院では比較的高いわけです。全体でも50%を超して6割に行っているところもたくさんございますし、我々の施設でもそのような数字でございますので、帰った後のフォローということは、極めてハイリスクで帰っていくわけですので、そういう対応は必要だろうというふうに常に考えております。非常に残念なケースでも、帰った後にまたうまくいかなかかったケース、最悪の結果を迎えたケースというのもないわけではございませんので、そういうことをつくづく感じている次第でございます。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、武藤委員、お願ひいたします。

○武藤委員 昨年の8月から臨時委員ということで、この専門部会の方にかかわらせていただきました。この児童虐待の問題が社会問題化して、犬塚先生ではありませんけれども、もう20年たつということで、十数年前から法律も整備しながら全国的にも、それから全都的にもさまざまな取り組みを行ってきたにもかかわらず虐待が減らないということで、うなぎ登りの状態が全く変わらない。昨年、数値的に少し収まったのかなという印象を持ったのですけれども、今年になって、また上半期のデータを見ると、史上最悪のケースだという報道も先日されたばかりという状況です。

ですので、本来からすると、国家的、それから全都的なもっと総合的な取り組みをしないと命を亡くす子供たちは減らないし、虐待を受けた子供たちは減らないし、その子供たちが成長して、また大人になって、また子供を虐待してしまうという連鎖みたいなものを、私、児童養護施設の施設長として目にしております。

そういう意味からすると、今回の提言は非常に広範囲にわたりながら、総合的かつ緻密な取り組みの改善策を出せたのではないかと思っております。しかし、どんなすばらしい提言をつくっても、実践をしないと全く意味がないと思っています。今回、提言の中には入れなかつたのですけれども、本来からすると、私の個人的な要望からすると、少子社会対策部の中に虐待防止の専門課をしっかりとつくって、全都的取り組みを東京都がした方がいいのではないかと思うぐらいであります。

しかし、今回まとめの中にもありましたけれども、ぜひこの提言を、あと2年後だとか3年後、それからまた、6年後、7年後に何回か見直しをして、提言されたものが本当に実践できているのかどうかという振り返りをしないと、これまた意味がないのではないかと思っています。東京都は、これまでこの児童福祉審議会でさまざまな提言を出していますけれども、その出した提言が本当に実行できたのかどうかという振り返りをぜひしていただきたいということを、先日のこの部会でも話をさせていただいたところであります。そういうことで、虐待を受けた子供たちの抜本的な支援という部分も含めてやる必要があると思っています。

それから、先ほど来から出されているように、児童養護施設も同じなのですけれども、虐待を受けた子供たちや家族に対応していると、児童福祉司さんだと心理司さんも本当に疲れ果てているというような状況です。ということは、職員のマンパワーを充実させないと、このままだと、本当に児童福祉司さんたちがつぶれてしまうのではないかという危惧もあるところであります。

数年前、私、全国的に児童福祉司や心理司を非常に配置している県の福祉司さんたちと懇談

をした機会があるのです。その県は、児童福祉司さんのなり手が非常に多くて、非常に人気の職種だということで、定着率もいいし、皆さんが児童福祉司さんになりたいというような希望を持って入って、そこで定着して、本当に生き生きとそういう家族だとか子供たちと接しているというような報告を受けております。そういう意味からすると、東京都の職員の配置だとかも含めて、今回も提言の中に入れていますけれども、配置もしながら、しかも一人一人の力量というのですか、専門性を高めるような、今回提言を出させていただきましたけれども、そんな取り組みをしていく必要があるのではないかということを、現場の者として非常に感じているところであります。

今、東京都の方は、児童相談所の一時保護所が常に満杯状況、それから、施設も今、ほぼ満員状況ということで、受け入れる枠もないということも含めて、その受け入れの枠のあり方みたいなことも、今後ぜひ引き続き検討するということでまとめていただきましたものですから、虐待を受けた子供たちをどう保護して、どう支援するのかということについても引き続き検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

部会長の松原副委員長、それから、熱心に議論いただきました専門部会の委員の皆様の御意見も参考にしながら、先ほどの事務局の概要の説明、これらを受けまして、委員の皆様方から率直なこれに関する御意見をいただきたいと思います。少し意見交換の時間を持ちたいと思います。

既にこの資料については、特に事前に事務局から送られておりますので、今日の説明とともに、いろいろお読みになり、考えておられることも多いかと思います。どうぞ、せっかくの機会ですので、ぜひこの場でいろいろなお考えを出していただき、また、せっかくの機会ですので、提言を受ける東京都への御要望、あるいは日ごろから考えておられる児童虐待対策などに関して、必ずしもこの意見のまとめだけに限らず、御発言いただければありがたいと思います。どうぞ、自由に発言をしていただきたいと思います。

お願ひします。

○渡辺（象）委員 今回、提言は非常に多岐にわたり、広範囲にわたって連携の強化、そして人員の適正化とか広報の周知、普及という部分にわたりましても細かく、さすがに専門家の先生方がお話になっていますが、例えば数値目標を挙げると非常に振り返りやすいこともありますし、特に数値目標の中では、私は2点思うのですけれども、児童福祉司が全国的にも東京が人口に対して一番少ない、約7万人に1人ということですけれども、これを全国平均4万人に1人ぐらいを5年以内に達成するとか、もう一点は、子ども家庭支援センターの対応職員の研修の標準化です。児相なんかは研修に対して非常によくやっていらっしゃると思うのですけれども、やはり行政ということでスタッフの異動もありますし、そういう対応職員になった場合には何時間とか何単位とかを決めて、その数値目標を達成しないと十分な配置にならないというような、何かしら数値目標を挙げていただくことが重要なのではないかと思います。今回の提言には入っておりませんが、次回、これからまた見直しがあるとしたら、そこら辺を考えていきたいと思います。

○網野委員長 ありがとうございました。

石崎委員、お願ひします。

○石崎委員 子供権利擁護部会で委員をさせていただいている石崎と申します。

本当に立派な提言をつくっていただいてよかったですというふうに思っているのですけれども、これを具体的に実行されるというのが、皆様がおっしゃっていたようにとても大事だらうと思うのです。具体的に上がってきたときに、例えば4ページの「最適な子育て支援サービスを組み合わせながら」とか、5ページの「様々な機関・団体の参加を得られるよう努めていくべき」とか書いてありますが、実際の事務局では、具体的などういう機関かというのをしっかりと考えておいていただきたいと思います。この文書ではあいまいなところがあるなというふうに思いました。具体的な機関を考えるときに、提言のところに挙げてくるのが適切かどうかわかりませんけれども、例えばハイリスク群というのは、ほとんど虐待群に近いので心配なのだろうと思うのですけれども、そのような場合や、今、小家族化になっていて、困ったときに預けるところもなくて、私が臨床で子供や親を見ている場合に、保育園、あるいは、実際は乳児院あるいは施設というところが、御利用されている方も多いと思うのです。児童相談所、子ども家庭支援センターの充実ももちろんのですが、その後方の、それから、虐待された子供たちのために考えることが必要と、終わりに松原副委員長もおっしゃっていましたけれども、乳児院あるいは施設の充実というのも、これは施設の方の問題なのかもしれないのですけれども、直接虐待防止にも、ハイリスクということを考えてもつながっていくのではないかと思うので、この文に挙げなくてもいいのかもしれないのですけれども、その辺は十分に具体的に検討していただきたいと思います。

それから、もう一つは、ちょっと細かい問題ではあるのですけれども、3ページの「日常的に子どもと関わる学校は」というふうに書いて、「医療・教育分野」なのですけれども、「虐待の早期発見やその後の支援にかかる役割が大」というのですけれども、幼稚園とか、保育園はほかのところに入っているのかもしれないのですけれども、保育園、幼稚園の方々への教育も含めて、何か学校だけに「支援にかかる役割が大」というふうに書かれているのが不自然に思いました。幼稚園とか、保育園が、どこかほかの未然に防ぐというところに入つていればいいのですけれども。教育だと幼稚園なんかも入ってくるのかなと思ったりしていました。虐待の早期発見やその後の支援にかかる役割が大なのは、もうちょっと小さい幼児の教育機関や養育機関かなと思いました。これは言葉だけのことなのですけれども、ちょっと検討願えたらと思います。どこかに入つていれば結構ですけれども。

○松原副委員長 今の件は、こちらの本文の12ページの方に少し詳しく書き込んであるので、教育機関という言葉を使っても幼稚園まで含み込むようにしておりますので大丈夫かと思います。前半の方は、御意見、そのとおりだと思います。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

○石崎委員 はい。

○網野委員長 ありがとうございました。

お願いします。

○林澤委員 今のところで、保育所の方からも。今、若干その点が気になっていたのですが、この部分でいくと、11ページの（3）「医療・教育分野」の最初の〇のところの「母子保健分野や保育所、子育てひろばなどの福祉分野以外の機関において」という部分で、保育所はこの部分でいくと十二分に理解をしているというような形で理解をすればいいのかなというふうには個人的には思ったのですが、やはりこういった教育機関というような形で別個に出て

いると、今、石崎先生がおっしゃるような形で、保育所の保育士等も教員等と同じような形で、こここの部分に入ると、一般の方が読んでいただくときには十二分にわかりやすいのかなというふうに感じたところです。

あと、武藤先生がおっしゃっていたように、保育の部分のこれからまた大きく変わってきますので、そこら辺の部分も数年先に関して、こういった保育所の運営の方も変わってきますので、直接入所とかいうような形になってきたときに、区市町村の関与という部分がどういうふうになってくるのかなという部分を考えていくと、やはり将来的にチェック体制は十二分にしておいていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがですか。お願いします。

○山口委員 今の終澤委員のお話に関連するのですが、1つお伺いしたいのですが、この要約版の2ページの「要支援家庭の早期発見に向けた取組」の中で、「子育て支援サービスを提供する場は、子どもや保護者からのSOSをキャッチする場ともなるが、現場の職員の中には通告等に躊躇するという声も」というふうにあるのですが、これは具体的には何で躊躇してしまうのかというのはヒアリングされているのでしょうか。

それから、これも含めてですが、これだけ虐待の問題がありながら、早期発見という意味では早く通告するということは重要なのですが、それと同時に、現実的に現場では通報した後、すぐに保護されれば現場から離れてしまうのですが、その後、多くの場合は、現実的には見守りという中で子供たちをケアしているわけです。そうすると、そこで職員はどういった対応を保護者や子供たちにしたらいいかということを、今、恐らく専門的に教育がされるようなところはないのかなと。そういうことも含めて、自主的にC A P Sさんとかと提携しながら研修をしているような施設であれば、そういうことは可能なわけですが、それほど関心がなかったら、そういう職員教育というのもされないでしょうし、また、先ほどの冒頭の躊躇するという、ここもそういう教育のなさからこういったものにつながるのではないかと思うのですが、1つ意見と、今のところをお伺いしたいのですが、お願いします。

○網野委員長 2ついただきましたが、まず前者の方、お願いできますか。

○西尾家庭支援課長 躊躇のところでございますけれども、これはいろいろ実務のところで伺っておりますと、やはり親御さんとの関係を非常に気にして、あともう一步言ってしまえば、親御さんとのトラブルとか、その辺のところを気にしてなかなか至らないようなところというものは伺っております。そういうところも含めて、こういった躊躇という表現でこの御報告では落としております。

それから、保育所等の職員さんへのいろいろな研修でございますけれども、どうやってこういった虐待が心配される親御さんへの接し方をするかという点でございますけれども、一応、本文の7ページのところで1つ課題の整理をしていまして、上から2つ目の「子育て支援サービスの場」ということで、ここは課題ですけれども、保育所や子育てひろば、こういったサービスを提供する場は、子供や保護者からのSOSをキャッチする場ともなるため、虐待を早期に発見しやすい立場にあることを再認識し、子供や保護者に接する必要があるという、この辺のところも触れております。

あと、提言では、16ページのところでございます。提言3、「育児不安群への支援の充実」

ということで、これも一つ、保育所さん、一時預かりのサービス等を含めて、非常に子育て不安群の方を包み込むということでは重要ということで、この子育て不安群への支援の充実ということで書いてございます。

それから、前後しますが、15ページにおきましても、提言1の5つ目、早期発見のところでも、保育所や子育てひろば、一時預かりなど、こういった職員さんが、親子を発見し、必要な支援に適切につなげる力を磨くため、区市町村において研修を充実するとともに、都においても、そのための支援を強化すべきというところで触れております。

○網野委員長 どうぞ。

○山口委員 そうすると、具体的にはどういった支援機関を使って、どういうことをするとかいうところまではまだないということでしょうか。

○西尾家庭支援課長 実情といたしましては、今も区市町村さん単位で保育所の職員さんへの研修というのは行っていると聞いておりまして、ただ、今後、東京都といたしましても、児童相談所の人材育成だけではなくて、関係機関の皆さんの人材育成ということも考えておりますので、その中で、今は具体的なところまではあれですけれども、保育所の職員の方も含めた研修というのも視野に入ります。

○山口委員 先ほどの保護者との関係性を考えて躊躇するということはよくわかるのです。ただ、私どもも今までかなりたくさんの通告をしてきてわかるのですが、当然、すぐに保護者のところに児相の人が行ってどうのこうのということはないわけですね。そういう知識すらないという人がたくさんいるということをまず認識いただいて、そういう教育からしていかないと早期発見はできないのだというふうに御認識いただきたいと思っております。

以上です。

○網野委員長 今の件はよろしいですね。

どうぞ。

○石阪委員 町田市長です。

今、山口さんのお話がありました件ですが、町田市は、この1年半後になるのですが、42万人の人口ですが、7万人ぐらいのところに1か所ずつ、公立の保育園に子ども家庭支援センターの相談機能のブランチをつくろうということで、現在の公立保育園が7つあるのを5つにして、2つ分から人を割いて、スクラップ・アンド・ビルトみたいですが、相談機能をつくるということで、来年度予算要求では児童担当の方からその予算要求が来るのですが、公立保育所の子育てひろばというのは、当然どこもやっていますけれども、そこに相談機能をつけてしまおうということで今準備をしています。そのことが専門的な地域の虐待の発見とか、今の通報の仕方とか、いろいろなところを、その5か所の保育所に集中的に訓練と研修ができるのではないかということで期待をしております。

私どももたくさんの虐待ケース、おととしあたりは、パンを子供の口に詰めて、そのまま亡くなってしまったというケースもあるわけですが、このケースの場合はちょっと別なのですが、川崎市から引っ越ししてこられて、川崎のときからハイリスクであったものが、結局、虐待になってしまったわけです。途中、八王子に入って、町田の子ども家庭支援センターが動き出すときに、もう事件になってしまったということで、やはり周りの目だとかいろいろなものも含めて、今申しました相談機能をかなり地域に分散しないとうまくないなと。八王子に児相があつて、たしか町田は児童福祉司さんは担当が5人なのですが、八王子から町田に来るというだけ

でも大変なのですが、私どもは町田の中も5つに分けて、きめ細かく受けないと見つからないというつもりであります。これは、山口さんのお話に関連して、お話をしました。

提言につきましては、最初に、専門委員の方がしっかりとやっていたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。本文の14ページに書いていただきましたというか、私のせいでもあるのですが、一番下に子ども家庭支援センターは、とにかく3年未満が半分という、これで何か仕事がきちんとできるかというと、実は組織的に、私どもは所長を外しても8人なのですが、それが3年未満が半分では、こんなことを言っていてはきちんとした仕事ができるのだろうかと心配になるわけです。そこのところは、管理者である私の方にも当然責任があるわけです。つまり、単線というよりは複線型の人事だとかいろいろなことをして、ここスキルアップ等、蓄積をしないといけない責任が市長にはあるのですが、正直言って、きちんとそこを人事制度もつくっていなかったということもあって、この場で反省してもしようがないですけれども、そういうことも一つ一つの首長というか、市長であり区長は気をつけておかないと、こういう中で病気になるのですね。私どもの市役所で2,000人ぐらいいますが、病気になるのは保育士とこういうケースワーカー、生活援護もそうなのですが、あとは看護師なのです。要するに、鬱というのでしょうか、大体が鬱なのですけれども、保育士は結構なってしまうのです。

5年前に数値目標ということで1.何%の鬱病休職率を1%以下にしますという約束をしたのですが、2%になってしまいまして、職員課も私自身も非常に責任を感じています。職員がそういうふうになるというのは、ほとんど上司というか組織の責任でありますので、とりわけ保育士が多いというのは非常に気になっておりまして、そういう意味で、こういうケースではなくて、虐待ケースではなくて、ハイリスクとかそういうケースのところがかなり保護者との間でいろいろあるわけで、それが職員の病氣にもつながるということなので、ここまでしっかりと書いていただいたので感謝をしています。

以上でございます。

○網野委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ。

○村井委員 私も関連して、子ども家庭支援センターのことに関して少し意見を述べさせていただきます。

初めに、まとめていただいて、読ませていただいて、大変いろいろ御苦労なさったと思うますが、よくまとめていただいたなという思いの上で、子ども家庭支援センターの期待が非常に大きい、役割は非常に重大だということが強調されているなというふうに認識しました。地域密着型で期待が大きいのはわかるのですけれども、ただ、この報告の中にも差異があるということが指摘されておりまして、それは先ほどの町田市の市長さんと同じような認識を持っていきます。

差異の中で、これはプラスとマイナスがあるなと思うのですが、私は、子ども家庭支援センターのセンター長の研修に少しかかわらせていただいて、そこで得た知見をもとに今発言しておりますが、子ども家庭支援センターの職員の専門性というのは多様なのです。ソーシャルワーカーだけではなくて、相談員だけではなくて、看護師があり、保健師があり、保育士があり、教育関係者がありという形で、非常に多様な専門性を持った方たちがチームを組んだ場合に、これがプラスに作用することが非常に期待されているわけです。事実、それもそうなのですが、

ただ、これがマイナスで、お互いの専門性が対立するような形になると、これはちょっと問題だなというふうに思つたりもしました。それをどう組織として、チーム力として高めていくかというのがセンター長に期待されているのです。

もう一つは、職員配置の数も、専門性もあるのですが、実は非常勤の職員が非常に多いという点に関しても、期待が重大であり、そしてほとんどのセンターの職員は必死になってやつてはいる、非常勤であることで務め切れないと、まとめ切れないというジレンマを抱えていたりするのです。これは、非常勤を即、常勤にせよとか、そういうふうにはならない状況の中で何が求められるかというと、この提言の中ではケースマネジメントとか協議会運営のマネジメントということは指摘されておりますが、実はセンター内の、組織内のチームのマネジメント力がセンター長には非常に求められるのかなというふうに思つたりしたので、そのことを1つ意見として述べさせていただきました。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

どうぞ。

○大谷委員 民生児童委員の立場でお話をさせていただきます。

東京都全体で1万150人という民生児童委員が日夜地域の中で、いろいろな相談を受けたり、支援を行ったりしているわけですが、昨年度、23年度の東京都の民生児童委員の要保護児童の発見・通告など、児童相談所や子ども家庭支援センターへ仲介した件数は、23年度の集計値で、市部、区部、島しょ、郡のトータルで2,931件となっています。この数値は延べ件数で、1つの案件でも複数回の活動をいたしますと、複数回のカウントをしますので、実際に関わった件数自体は、もう少し少ない件数になりますが、いずれにせよ、民生児童委員は、専門機関への橋渡し役を担っているわけでございます。

個別具体的なケースへの対応としては、児童相談所、子ども家庭支援センターは、民生児童委員に、主に見守りの役割を期待している、と認識していますが、一口に見守りといっても、どの範囲で、また、どのように見守るのがよいのか、そういう具体的なポイントを明確にしていく必要がある、児童相談所、子ども家庭支援センターは、そのあたりをどう考えているのかお示しいただきたい、ということを常々申し上げております。

地域では、いろいろなケース会議等が行われます。要保護児童対策地域協議会が年に1回開催されまして、その他にももちろん、個別のケース会議が適宜開催されますが、ケースの具体的な措置が決定された場合、例えば施設入所が決定された場合などは、民生委員さんはここまで結構です、あとは専門家の我々にお任せ下さい、ということで、終わってしまうことが多々あります。民生委員はここで御役御免ということで、その後の情報は私たちの耳に一切入ってきません。けれども、施設に入所すれば、児童は地域に帰ってこないわけではない。むしろ施設から地域に戻って、地域の中で自立していくことも多いわけで、民生児童委員としては、そうしたことも含めて、地域の中で、どういう支援ができるか、ということが大切なではないかと思うのです。

児童虐待、あるいは、いじめ等で死亡事故が起きたとき、関係機関は、これは民生児童委員を含めてかもしれません、こういう対応をしていました、こういう支援をしていました、ということを言います。普段でも、自分たちの取組を、ああいうことをやっています、こういうことをやっていますと、証拠づくりとは申しませんが、取り組んだ内容を並べ立ててはいますけれ

ども、肝心の心が入っていない、と私はいつも思うのです。もっと、その人の立場に立って、しっかりと支えてあげる、寄り添ってあげることが非常に大切なことだと思うわけです。民生児童委員は、相談者からお話を聞くとき、耳をそば立てて、何か私たちに訴える言葉、そんなちょっとした言葉を見逃さない、という姿勢で活動しています。相談者から、ほんの小さな言葉の訴えが感じられたら、これから支援が始まるな、ということを直感します。民生児童委員は、みんな、そういう思いで活動しています。

この提言は、専門的立場からの視点でまとまっていますけれども、実際には、いま申し上げたことも含めて、生かしていく必要がある、と思います。

この提言、非常に貴重な提言だと思いますので、今後の民生児童委員活動に、活用させていただきたいと思います。

○網野委員長 お願いします。

○秋山委員 検証部会の秋山です。すばらしい提言を出していただきまして、ありがとうございます。ぜひ具体化していただいて、検証部会の仕事が減りますよう、お願ひいたします。

1つ意見を言わせていただきたいのですけれども、提言5のところに「児童虐待防止の普及啓発の強化」がありますけれども、その中に命の大切さだと、生の重要性などの教育といいますか、そういうのを積極的に進めていただけるようなことはできないでしょうか。若年者の妊娠、それから、望まない妊娠がハイリスクとしてあるとすれば、即効性はないかもしれませんけれども、やはり地道にそういうことを教育していくような活動が根底にあってもいいのではないかと思います。今回はその場ではないかもしれません、どこかでぜひ御検討していただきたいと思います。

以上です。

○松原副委員長 少し本文等で触れているところもあるのですけれども、貴重な御意見ですし、大切なことだと思います。

○網野委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○渡邊（淳）委員 権利擁護部会でやっております弁護士の渡邊でございます。

多岐にわたって重要な提言を作成していただきまして、ありがとうございました。提言は一々ごもっともののですけれども、やはり実行していただくことが一番重要だと思うのです。私、前回の委員会でも申し上げたのですけれども、やはり児童相談所の職員の増員というのは、もっとプラスチックに急激な増員をしないと、現場は本当にみんな、先ほど石阪委員がおっしゃったように、鬱病になっている方もいっぱいいらっしゃるのです。それはなぜかというと、やはり1人が抱えている件数が余りに多過ぎる。一つ一つが非常に重い事案だということで、抱え切れないというのが現実としてあります。ですから、多くの先生方がおっしゃいましたけれども、数値目標も必要だと思いますし、子供を育てるにはお金がかかるのだという前提で、こういう財政難ではありますけれども、まずは子供にお金をかけるという視点で、職員をもっと急激に増員することはぜひお願ひしたいと思っております。

それと、専門性が重要だということで、即効性を求められるのもわかるのですけれども、やはりケースワークというのを身につけるのは、そんなに即効性で身につくものではないと思うのです。そうすると、やはり長年いろいろな先輩から事件にかかりながら、いろいろな教えを請いながらということで、児童相談所の福祉司さんというのは成長していくと思うのですけ

れども、そういう中で、任期つきの職員さんがいらっしゃるというのは、任期つきというのは何年という制限で、任期が終わればやめざるを得ないという状況ですので、そういう採用の仕方というのは、私は個人的にはどうかなというふうに思っておりますので、ぜひ再考をお願いしたいと思っております。

それと、先ほど村井委員からもお話をありましたけれども、子ども家庭支援センターでも非常勤の職員さんが多いということで、なかなか実質的な活動ができないというお話を私もあちこちで聞いておりますので、ぜひそのあたりの人材の配置ということも考えていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、やはり弁護士としてかかわっておりますと、行政のいろいろな機関がもう少し横断的に協力して、子供を真ん中にして、子供のためにどの機関がどういう役割が果たせるのかということをもう少し積極的に協力していただけないかなということを感じることがよくあるのです。それは、よく言われる縦割り行政の弊害ということですけれども、特に教育と福祉で、子供が真ん中にいるにもかかわらず、お互いに違う視点から自分たちはこうやっていますというようななかかわりでは、本当に子供を助けるということにはならないと思いますので、ぜひ行政機関内で横断的に協力をすることをやっていただきたいと思います。

以上です。

○網野委員長 お願いします。

○花崎委員 現場を持っております立場から意見だけですけれども、これは、いわゆる未然防止と関係機関の強化、相談援助という部門で出していただきまして、その先のことはまた後でというふうな御説明がございましたので、それはそれでよろしいのですけれども、現場においては、未然防止のところでも、今の提言が全部ちゃんとできていればいいかと思うのですけれども、なかなか虐待の数が減らないというところからしても、何を重点的に実施したら効果が上がるのだろうかというところを重点的に考えていく必要があるのではないかなどというふうに思ったりもします。

それと、私は常々、施設の運営の中で地域の問題というのはとても大きいというふうに考えているのですけれども、今の連携強化によって、それぞれ地域の皆さんに支援体制を充実させるという中に、一たん家庭から離して、施設や里親で対応して、その子供がまた家庭に帰つていったときの再統合の家庭だとか、里親の家庭だとか、そういう家庭のことも視野に入れた中での、また新たな問題が起こる、あるいは支援がきちんと必要だということは十分わかっているわけですので、そこを今は十分にできていないという状況なのです。ぜひそれを実現しないことには、子供は家庭に帰せないという実情がありますので、その辺も視野に入れた地域との関係機関の連携というところをしっかりとやっていかなければいけないのではないかと思います。

特に民生委員の働きというのはとても大事だというふうに私も思っておりますし、今、民生委員の方が気持ちはあるのにというふうなおっしゃい方をしておりましたけれども、地域の中で特に市が民生委員の方をまとめていらっしゃるのだと思うのですけれども、児童相談所がどうかかわるかというところでは、ちょっとまだ私は不明なのです。児童相談所がもうちょっと積極的にかかわる中で、機関の一つとして取り入れていくという方向をもうちょっと強く出してもいいのではないかというふうには思っております。

それからもう一つは、学校の問題ですけれども、子供たちと直接学校とのかかわりというの

は深いわけで、車の両輪なわけですけれども、学校の先生が虐待のことを知らない、これは未然防止のためだけではなくて、子供にどう対応していくかという問題だととか、スクールソーシャルワーカーがせっかく配置されているのに、そのワーカーさんと一般の教員の皆さんがうまくやっていけないとか、連携ができないとか、里親のことに対しても、ほとんどの職員が里親というのではなくて何かということを知らないとか、教育機関への働きかけというのではなく大事だと思いますし、ここに挙がっておりますので、ぜひ強化していただきたいと思います。

あと、子ども家庭支援センターのことで村井先生がお話になつて、本当にそのとおりだと思います。現実には、東京はいろいろな部門の人たちが入っているというお話を今聞きましたけれども、全国的には相談員さんとセンター長と心理と、その三者でやっていることが多いです。そういう中で、東京都はこういう点では大変恵まれていると思います。ぜひセンターの充実というのを考えていただければというふうに思います。

○網野委員長 ありがとうございました。

○石阪委員 済みません、数字だけお話をさせていただきます。

職員団体から人を増やせと言われる立場なので、なかなか渡邊委員のようには言えないのですが、町田市の去年の実績だと、新しい虐待件数142件が子ども家庭支援センターに入っている。8人ですから、新しく1人18件持つわけです。妙な言い方ですが、基本的に1年で解決しませんので、今、継続で1人400件持っているのです。1人400件持っているというのは、毎日やると1日2件になつてしまふので、これはあり得ないわけですが、結局、組合からするともっと増やせという話になつてしまふので、私がこの話をしてもしようがないですが、実質的にこの14ページというか、質の問題として、3年未満が半分だということと同時に、全体的な人員の問題もやはり大きな問題として抱えていて、結局、研修をやるとかいろいろなことにも、ケースワークの方の対応と、研修に出たりいろいろな研鑽をするとなかなか両立しないので、そこは、町田市役所に帰つては言いませんが、基本的に人員的な問題はあるのかなというふうに思います。

○網野委員長 わかりました。

お願いします。

○大谷委員 最後に1点だけ。提言5の「児童虐待防止の普及啓発の強化」でございますけれども、東京都では、このオレンジリボン運動は、年間を通して取り組むこととしております。民生児童委員は、最初は、全員リボンをつけていましたが、毎日つけ続けた結果、すり減つてしまい、目立たなくなつてしまつたので、リボンの代わりに、オレンジバッジを着用したりしています。最近では、乳がん啓発のピンクリボン、DV防止の紫リボンなど、いろいろなリボンがありますので、地域の中でも、このリボンを見て、「そのオレンジのリボンは何ですか」と必ず聞かれます。それをきっかけに、今、児童虐待防止のキャンペーンをやっていますと、お答えしておりますので、皆、普及啓発活動の一翼を担つてていると自負しております。

今日の審議会の委員の皆様方を拝見いたしますと、オレンジリボンをつけた方がどなたもいらっしゃらない様子なので、せっかくの児童福祉審議会の委員でいらっしゃるわけですから是非、委員の皆様の地域でも広めていただけると幸いでございます。ひとつよろしくお願ひいたします。職員の方のつけているリボンは、とても大きくて、目立つので、普及啓発も期待できそうですね。

○網野委員長 ありがとうございました。

この専門部会の委員の皆様方のコメントもいろいろ出てまいりまして、特に全体的に委員の皆様方から改めて御希望も含め、御意見をいただきました。総合的に見ますと、基本的には今回の提言については、その努力を多とするという御意見をいただいたかと思います。しかし、それを実践実行に結びつけていかなくては意味がないという趣旨もいろいろなところで御発言いただいたかと思います。

さらに、幾つかいただいた意見を、どこかでかなり触れてはおりますが、改めて特に重要なこと、さらには行政にも求めること、私たち関係者に求めること、いろいろありましたので、簡単にまとめさせていただきますと、1つは、今回、早期発見、通告、このあたりのウエートも大きいわけですが、その後の虐待への対応ということについて、やはりいろいろな課題がまだ残って、具体的な治療とかケアとか支援ということですね、このことでさらに進めていかなくてはいけないのではないか。例えば、いわゆる虐待発生群という中にもう少し含めてもいいものがあるのではないかという御意見もいただきましたので、発見だけではなくて、実際に虐待が発生しているところへの対応を、それぞれのところがどう考えていくかというのが大きな課題になっているかと思います。

さらに、非常に多くの御意見をいただきましたが、虐待全体への対応の中心となっています、東京都の場合、特に中心となっています児童相談所、子ども家庭支援センター、その体制がまだまだ不十分だという御意見は随分いただいたかと思います。これも、私も専門部会でオブザーバーとして、すべてではありませんが、ほとんど参加させていただいて、御意見を聞かせていただきましたが、やはり先ほど来、いろいろ委員の皆様方が改めて指摘されていることは随分議論されました。そして、できるだけその意見を提言の中で反映させるようにはしているかと思います。ただ、いずれにしても、まだ不十分だということに関して、実にたくさんの御意見をいただきましたので、これは特に東京都の今後の行政の課題としても重く受けとめていく部分が多かったのではないかというふうに思います。特に数値目標まで掲げてということもございましたので、その点での対応が求められるかと思います。

それから、通報の仕方と通報の後の見守りということでもいろいろ御意見をいただいたかと思います。特に保育所、民生児童委員の日ごろの努力を反映させて、これらを重視しながら、その後の対応、見守りということでどんなことが必要か、それから、さらには学校のことも含めて、いろいろ大事な点が指摘されたかと思います。

総じて、今回の提言の内容は、テーマにもありますように、副題に「地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて」ということでしたので、本当に一番大事なことは、委員のどなたかがおっしゃっていましたが、子供を中心にして関係の諸機関や地域がどう連携するかという、これが一番大きなテーマになっているかと思います。特に地域が、ともにこのことで理解を深めるという点でも、これまでの審議会の意見をさらにもう一步超えた内容が含まれているとは思いますが、いろいろな御意見をいただいた中で、これから私どもも考えていかなくてはいけませんし、特に東京都にも受けとめていただければと思います。

それでは、全体的にこの提言については了承いただいたというふうに受けとめてよろしいかと思います。特に修正が必要だという箇所はないようですので、この（案）で決定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、この（案）を東京都児童福祉審議会の提言として決定いたします。

早速ですが、この場で川澄局長に、私、代表して提出させていただきたいと思います。

（提言手交）

○網野委員長 それでは、川澄局長から一言御挨拶をお願いいたします。

○川澄福祉保健局長 東京都福祉保健局長の川澄でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨年の6月に今期の審議テーマを決定して以来、網野委員長を初め各委員の皆様には、大変精力的に御議論いただき、本日、提言を取りまとめていただきましたことを心から感謝申し上げます。

東京都は、これまで児童虐待に的確に対応するために、虐待対策班の設置や、児童福祉司が複数で対応するチーム制の導入などによりまして、児童相談所の体制強化を図ってまいりました。さらに、365日通年開所を実現し、迅速な対応に努めているところでございます。

また、区市町村には、平成7年から都の独自事業として子ども家庭支援センターの設置を進めておりまして、児童相談所と連携して児童虐待に当たる体制をとってございます。しかしながら、提言の中でも御指摘がありましたとおり、児童相談所と子ども家庭支援センターが受理する虐待の相談件数は年々増加をしておりまして、死亡に至るような重篤な事例も後を絶ちません。こうした状況の中で、虐待から子供たちを守るためにには、先ほどもお話をございましたように、子供を中心として東京都と関係諸機関、地域住民が一体となって連携をし、未然防止と早期発見の取組をなお一層進めていく必要がございます。提言のサブタイトルにもございますように、対応力のさらなる強化が求められていることを強く感じております。

本日、御提言をいただきました内容、実行が大事だということでございます。東京都といいましても、ぜひ今後の施策に反映させ、具体化をしていきたいというふうに考えております。

委員の皆様には、今後とも引き続き特段のお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、一番大事な議題を終了させていただきますが、ほかに特に御発言いただくようなことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○高際計画課長 本日、児童福祉審議会からちょうどいいました御提言ですけれども、あした、東京都としてプレス発表をさせていただきたいと思っております。また、この提言につきましては冊子として印刷いたしますので、改めて送らせていただきます。また、区市町村をはじめ各関係団体の皆様の会議などの場をおかりいたしまして、こちらの内容について御報告、御説明をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○網野委員長 それでは、第5回の本委員会、これで終了させていただきます。

申しわけありません、進行上、予定よりちょっと遅くなりましたが、本当に遅くまで御協力いただきまして、ありがとうございました。これで終了させていただきます。